

○鈴鹿工業高等専門学校インターンシップの履修に関する規則

平成 16 年 4 月 1 日

規則 第 1 1 号

最終改正平成 31 年 4 月 1 日

鈴鹿工業高等専門学校インターンシップの履修に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学科及び専攻科の学生に係るインターンシップの履修に関し必要な事項を定める。

(実習機関の決定)

第 2 条 インターンシップ先となる企業又は公共団体等の機関(以下「実習機関」という。)は、別に定めるインターンシップ実施要項(以下「実施要項」という。)の目的に沿うものとし、教務委員会が決定する。

(インターンシップ学生調書等の提出)

第 3 条 インターンシップを履修する学生は、本校所定の様式によるインターンシップ学生調書又は実習機関が定める同様の調書を実習機関に提出しなければならない。

(インターンシップの責務)

第 4 条 学生は、実習機関の定める諸規則及び実習指導責任者の指示に従わなければならない。

(インターンシップ日報及びインターンシップ報告書の提出)

第 5 条 学生は、インターンシップ終了後、担当教員に、インターンシップ日報及びインターンシップ報告書を提出しなければならない。

(インターンシップの期間及び時間)

第 6 条 インターンシップの期間については、実施要項の実施時期及び期間によるものとし、時間については、実習機関において定められたものとする。

(インターンシップ期間中の休日の取扱い)

第 7 条 インターンシップ期間中の休日は、実習機関において定める休日とする。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 9 月 10 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 24 年 7 月 2 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。